



Japan Association of Arbitrators

日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

vol.15
2019

公益社団法人 日本仲裁人協会 理事長／川村明 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館内
TEL 03 (3580) 9870 FAX 03 (3580) 9899 <http://arbitrators.jp/>
発行責任者／事務局長・市毛由美子 編集責任者／事務局次長・川崎勝暉

日本の司法国際化と日本仲裁人協会

理事長 川村 明

1 日本の国際仲裁・調停 — 新たな門出

日本の国際仲裁や国際調停は、永年、世界の潮流から取り残され、国際的紛争解決に目立った役割を果たすことがありませんでした。その現実を反映して、優れた国際仲裁実務家を擁していたのにその人数は限られており、仲裁法学の学風も日本独自の文化や風土に固執するが多く、ガラパゴス現象とも揶揄される停滞状況に甘んじてきました。

その結果、日本の企業と経済活動は世界屈指の規模で国際化し、日本人も世界の隅々に進出するようになったにも関わらず、国際的な紛争解決に仲裁や調停の活用は進まず、海外においては徒に異文化圏の裁判制度に曝されて、必ずしも納得のできる法の支配の保護を受けていませんでした。仲裁と調停は、異文化圏、異法域間の紛争解決に無くてはならない方法であるにもかかわらず、日本においては、広く受け入れられることはありませんでした。ましてや、仲裁を通じて国境を越えた法の支配構築に積極的な役割を果たすことなど考えもされませんでした。

私は、50年以上の全キャリアを国際弁護士として過ごしてきましたが、私たち、日本の法律家や実務家が国際的仲裁や調停の制度整備を怠ってきた罪は決して軽くないと考えます。

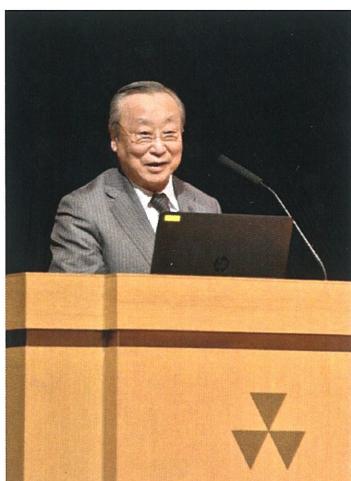
しかし、私が、こんな自虐的ともいえる過激な物言いで日本の仲裁法業界を自己批判するのは、絶望的な気持ちからではありません。むしろ、昨年、2018年が、積年の停滞がいよいよ打ち破られるという希望を実感できる年となったからのことです。明るい希望を感じるが故の気のゆるみからくる放言と、お許し願いたいと思います。

2 韓国最高裁の徴用工補償裁判

時あたかも昨年10月、韓国最高裁が、古く戦前にまで遡り、所謂「徴用工の補償問題」で新日鐵住金に損害賠償を命じる判決を言い渡しました。これが1965年の日韓請求権協定に反する国際法違反の判決だとか、これは同協定に定める国際仲裁にかけられるべき問題だとか、法律問題をさて置いても受け入れがたい民族感情衝突の事態だとか、議論は緊迫するばかりで、落ち着きどころは見えていません。

こういう裁判は、一方から見れば違法、不当、偏狭だと非難されますが、他方からすれば消し難い歴史上の不公正を糾す正義の鉄槌だと言うでしょう。公正と正義、法理と道理の衝突です。それぞれの論理において妥協の余地がありません。このような国境を挟んだ本質的な価値観の対立は、韓国の裁判制度の中でも、日本の司法制度に持ち込んでも、一義的に解決することは困難です。

その成否がどこに落ち着くかは、国際法と国際政治の問題であって、JAA



の手に余る問題がありますが、私にはこの問題の唯一の法的解決手段として「国際的仲裁」に言及されることが多いっていますことに強い興味を感じます。どうも、このように国境を越えて利害と法理が鋭く対立する問題に対しては、どこの国の裁判所も最終的解決をする仕組みを備えていないのです。裁判の機能不全です。そして、そのことに人々が気付き始めているように思えます。そして、国境に制約される裁判所に代わって、国境を越えた法の判断を担うことのできる仕組みとして、国際仲裁というものに注目が集まっているのです。

国際化の進展する現代社会において、関係国の利害や法理が鋭く対立する徴用工問題のような問題は、実は、程度こそ違え、民間の国際的商取引の世界では日常的に頻繁に発生しています。これを当事国の法律や文化の影響から離れて、公平で客観的な仕組みで解決するための仕組みが仲裁や調停です。まして、一部の国でいまだにはびこる裁判のコラ普ションや政治問題化をさけるためには、裁判所から独立した仲裁や調停が無くてはならないのです。

仲裁や調停は、裁判に対する代替的紛争解決方法（Alternative Dispute Resolution）と呼ばれて、裁判を補完する制度とされていますが、国境を越えた紛争においては、今や、裁判の代替方法ではなく、裁判に代わる主要紛争解決方法（Principal Dispute Resolution）であると言わなければなりません。我々は、そんな重要な制度を永年等閑に付してきたのです。

3 「経済成長骨太の方針」—国際仲裁・調停センターの設置と国際紛争解決人材の育成

2018年を国際仲裁・調停の希望の年にしたものは、実は、私たち自身の努力だけではなく、政官界の危機意識と制度国際化への強い後押しにあったことは忘れてはなりません。

JAAは任意団体として設立された2003年以来、国際級の仲裁施設の整備を訴えてきました。しかし、それはお金のかかることでもあり、政府と言わず、民間と言わず、強い支持を得ることは困難でした。しかし、この流れが変わったのが、政府の発表した2017年と2018年の所謂「経済成長骨太の方針」でありました。骨太の方針2018年（「経済財政運営と改革の基本方針2018」—平成30年6月15日閣議決定）は、手短ですが、「国際仲裁活性化に向けた基盤整備」を政府の重点政策として唱道しています。この方針は手短ですが、この原稿を書いている2018年12月現在にも、国際紛争解決センター設置の予算化へ向けて着々と準備が進んでいると聞き及んでいます。

私たちJAAは、これに先立つ2018年4月に、社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）を設立し、大阪の中之島にある法務総合庁舎の一部を賃借して「JIDRC－大阪」を開設しました。国際仲裁専用の施設としては日本最初のものであります。必要な資金の目途が立てば、東京オリンピック2020に間に合うように、東京にセンターを開設したいと考えています。東京オリンピックには、所謂スポーツ仲裁の施設が必要となるからです。

他方、11月には、JAA直営で、京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）を京都の同志社大学キャンパスに正式に開設しました。これは同志社法科大学院との共同事業となるものであります。これも、国際調停専用の施設としては日本最初のものであります。

このように、骨太の方針にいう国際仲裁の基盤整備のハード面については、JAAが2018年に着々と準備を進めたわけですが、ソフト面、骨太の方針の言う「法教育の推進」についても、上記のように国際調停のOJT研究活動に同志社法科大学院との協力を進め、同大学には国際仲裁に関する一年にわたる寄付講座も提供します。慶應義塾大学大学院法務研究科とも協力協定を結び、共同でシンポジウムを開催するとともに、英語による紛争解決学コースに全面協力することにしています。

古い表現ですが、これは仲裁・調停の産学連携です。これが成果をあげるかどうか、我々の力量が問われますが、ロースクールの見識や度量も伺われるところです。いずれも前例のない試みなので、注意深く成果を見守らなければなりませんが、JAAとしては何としても成功させたいと考えています。骨太の方針が政府の国策だとすれば、JAAはその国際仲裁の国策を、（政府に代わって！）既に実行に移していると言えるのです。

4 外弁法改正とシンガポール条約

我々が仲裁や調停の基盤整備のハード面に追われていて気が付くことの遅かった問題に関連法整備の問題があります。対策が遅かったために、2018年の最終局面はこの問題、特に、仲裁・調停代理資格等に関する外国法事務弁護士法改正問題と外国調停合意の執行力に関するシンガポール条約問題に奔走する結果となりました。これらの法律の整備は、今まであまり手当されることのなかったわが国の仲裁と調停の国際化を推進するために欠くべからざるものです。今まであまり関心を払ってこなかったことに我が身の不見識を恥じています。外弁法改正を年内に成立させ、他方、2019年8月開催のシンガポール会議で日本政府がシンガポール条約に署名して、日本の仲裁・調停の国際化の法的環境を整えると言うのが目前の課題であります。

5 国際仲裁・調停のアジア太平洋極東ネットワーク

日本の国際仲裁や調停の環境整備が進んでいることは、世界の仲裁業界に伝わっています。過去二年、先進各国の仲裁機関や仲裁人協会からの訪問が絶えません。共催や後援のセミナーも数知れず開催しました。友好協力協定を結んでいるロシア仲裁センターがウラジオストック、サハリンにそれぞれ仲裁センターを開設したときにはお祝いを申し述べるために訪問もしました。近隣国の仲裁機関は競争相手だと警戒するむきもありますが、それより、関係国の依頼者の利益を最も効率的に守るために協力し合うことが、相互の発展のために大切です。このような国際仲裁機関あるいは仲裁施設の地域間協力のネットワークというのも、2019年に向け新たに浮かび上がってきた課題だといえます。

遂に中部支部設立！

中部支部支部長 田邊正紀

2018年2月、理事会での承認を経て、遂に中部支部が設立されました。2017年10月に勢いで中部支部設立を宣言してから、本部、関西支部の関係者の方々のご支援の下、半年足らずでの設立でした。中部支部の管轄範囲は中部弁護士連合会の管轄範囲と同じ愛知・岐阜・三重・福井・石川・富山の中部地区6県であり、現在、会員数は31人です。原則として月1回理事会を開催し、活発に活動しています。

2018年7月5日、中部支部設立記念セミナーとして、名古屋市昭和文化小劇場において、愛知県弁護士会共催のもと「知っておきたい国際ビジネス紛争の解決法～日本での仲裁・調停という選択肢」が開催され、当日は、地元企業を中心に約80名の参加を得ました。

基調講演1人目は、立教大学法学部教授でもある早川吉尚弁護士が、本年4月に開設された大阪国際紛争解決センターについてお話しされました。同センターに関するセミナーは名古屋では初開催であったため、参加者にとってもとても有益な情報となりました。

基調講演2人目は、大阪弁護士会の岡田春夫弁護士が、本セミナーの2日前に公益認定された京都国際調停センターについてお話しされました。国際調停という言葉も参加者にとってもなじみのないものであり、新たな国際紛争の選択肢を与えるものでした。

第二部では、愛知県弁護士会の小川晶露弁護士がモデレーターとなり、GBC大貫研究所代表大貫雅晴氏、大阪弁護士会の茂木鉄平弁護士、中京大学法科大学院の稻葉一人教授を迎えてパネルディスカッションが行われました。

日本仲裁人協会中部支部設立記念セミナー

パネルディスカッションの中では、仲裁手続の決定要素

である手続、言語、準拠法などいくつかの選択肢の中から、一番取りに行くべきは仲裁地であり、これを日本に持ってくることを目指すべきとのお話をしました。大阪国際紛争解決センターは、このための大きなツールとなりそうです。また国際仲裁では、一般的に敗訴者負担となり大きなリスクである代理人報酬をいかにして抑えるかが常に懸案となっており、これを解決するツールの一つが、短期間で終了し、時間制報酬の高額化を抑え、成立すれば相手方の報酬を負担する必要のない京都国際調停センターだということでした。

中部地区は日本有数の自動車産業や航空機産業が所在するモノづくりの街であり、愛知県だけでも4000社以上が海外進出しています。一方で、これまで中部地区に国際紛争解決について専門的に啓蒙する団体は存在しませんでした。今回のセミナーのように国際紛争解決における最新の動向を中部地区の企業の皆様に迅速に伝えていくことが中部支部設立の一つの大きな目的です。

また、中部支部管内では、国際紛争解決を扱う専門家の育成も急務であり、愛知県弁護士会と共に、2018年6月に、「国際紛争におけるディスカバリ対応の極意」という勉強会を開催しています。愛知県弁護士会では、2018年9月には、香港仲裁センター（HKIAC）の視察も計画していましたが、近年最大級という台風の影響により断念せざるを得ませんでした。

来年度、中部支部では、企業及び、弁護士向けに「大阪国際紛争解決センター・京都国際調停センター」の利用促進セミナー、国際家事調停人向け研修などの開催を予定しています。

YJAAとYSIACの共同ワークショップの開催

YJAA 運営委員会委員長 鈴木 賢

2018年9月6日、公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）の下部組織であるYJAA（Young Japan Association of Arbitrators）は、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）の若手実務家グループであるYSIAC（Young SIAC）と共同で英語でのワークショップを開催しました。

共同ワークショップでは、国際仲裁における文書開示をテーマとして、第一部ではパネルディスカッション、第二部では模擬ヒアリングを実施しました。

第一部のパネルディスカッションでは、モデレーターの司会のもと、日本及び海外の若手実務家からなるパネリストが、(1)国際仲裁における文書開示手続の概要、(2)コモンロー的アプローチ及び大陸法的アプローチについて、(3)IBAガイドライン、SIAC規則及びレッドファーン・スケジュールについて、(4)文書開示手続を効率的に管理する手法について、並びに(5)実際の経験に基づく実務的問題点について発表した後、議論をしました。

第二部の模擬ヒアリングでは、仮設事例に基づき、申立人代理人役と被申立人役を務める日本及び海外の若手実務家が仲裁人役の著名な実務家を前にして弁論及び仲裁廷との質疑応答を行いました。

多数の内外の実務家・研究者からなる40名以上が共同ワークショップに参加し、ワークショップにおける議論、著名な実務家からの貴重なコメントのほか、ワークショップ終了後に開催されたレセプションにおいて、国際的な交流を深めることもでき、有意義なイベントとなりました。

近時の仲裁関連裁判例について

立教大学 特任准教授 小川和茂

判例集あるいは判例データベースで入手可能な平成27年以降の仲裁関連裁判例を紹介する。

・仲裁合意

宮崎地判平成27・1・23裁判所ウェブでは、原告がロシア法人である保険会社（Y）に対して、香港法人の海運会社に代位して保険金支払請求をしたところ、Yは海運会社との仲裁合意の存在を主張した。判決は、

この場合にも仲裁合意の効力が及ぶとし、海運会社が実体のない会社で仲裁申立てを望めず仲裁合意が無効との主張に対して、仲裁法 14 条 1 項にいう「仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき」とは当該仲裁合意に関する手続遂行上の支障がある場合だとし、訴えを却下した。

東京地中間判平成 27・1・28 判時 2258 号 100 頁では、定期傭船契約に基づく傭船料は会社更生法上の共益債権だとして、原告が傭船料支払を求めた。被告はロンドンを仲裁地とする仲裁合意の存在を主張した。しかし、判決は仲裁合意は有効としたが、日本の会社更生法の解釈固有の問題が本案でありロンドンの仲裁人が適切に判断できないこと、英國法上原則として倒産を申し立てた会社に対する仲裁手続はできないことから、本件訴訟は仲裁合意に含まれないとした。

東京地判平成 30・1・25LEX/DB25552362 では、原告と訴外 A 社のシンガポール法を準拠法とする契約に基づき原告は A 社の実質的な代表者である被告に対して未払報酬を請求したが、被告は仲裁合意の存在を主張した。判決は、仲裁合意準拠法の認定などはせずに被告が仲裁合意の当事者ではないとし本案審理をした。

なお、建設工事紛争審査会の仲裁に関して、東京地判平成 27・1・7LEX/DB25524417、横浜地判平成 27・2・13 判例体系 28232600 及びその控訴審の東京高判平成 27・6・17 判例体系 28232599 がある。

・仲裁判断取消

仲裁人の利害関係開示義務違反は取消事由かどうかが争点となった大阪地決平成 27・3・17 民集 71 卷 10 号 2146 頁の抗告審である大阪高決平成 28・6・28 民集 71 卷 10 号 2166 頁は、開示義務違反を認定した上で、開示義務が仲裁手続の公正及び仲裁人の公正を確保するために必要不可欠な制度であるため、開示義務違反は取消事由に該当し、結論に直接影響がなくても仲裁判断は取り消すとした。上訴審の最決平成 29・12・12 民集 71 卷 10 号 2106 頁は、開示義務違反というには、仲裁手続終了までに仲裁人が、開示すべき事実を認識していたか、仲裁人による合理的な範囲の調査によって開示すべき事実が通常判明し得たことが必要とし、これらの点を明らかにするよう破棄差戻した。

また、東京地決平成 30・3・28 金商 1551 号 24 頁は、仲裁人が結論に影響を及ぼす主要事実又は間接事実の有無を判断しないのは手続的公序違反だとして仲裁判断を一部取消したが、抗告審である東京高決平成 30・8・1 金商 1551 号 13 頁は、取消申立人の主張は、仲裁廷の事実認定、契約解釈若しくは法令解釈の非難などであるとし、原決定を取り消した。本件東京高決は、傍論であるがわが国仲裁法はモデル法に準拠しているので、その解釈は諸外国の仲裁法と共通の解釈、国際的に通用する解釈を心がけるべきと述べている。

他方、仲裁判断取消が棄却された東京地決平成 28・2・17 ウエストロー 2016WLJPCA02176008 及び抗告審の東京高決平成 28・8・19 ウエストロー 2016WLJPCA0819002 もある。

・仲裁判断の執行

永末秀伸「東京地裁本庁における『仲裁関係事件』の審理状況等について」JCA ジャーナル 64 卷 7 号 3 頁によれば、仲裁判断の執行決定はほぼ認容されている。

上海市労働争議仲裁委員会の仲裁判断について、中華人民共和国労働紛争調停仲裁法によれば、仲裁合意の必要がなく一方当事者の申請で開始される手続の仲裁判断は、わが国仲裁法にいう仲裁合意に基づく仲裁判断ではなく、確定判決と同一の効力は与えられないとした東京地判平成 27・2・27LEX/DB 25505902 がある。

また、わが国で執行決定が付与された仲裁判断に対する請求異議事件として①東京地判平成 28・7・13 判時 2320 号 64 頁及びその控訴審である②東京高判平成 29・5・18 判例秘書 L07220135 がある（結論はいずれも棄却）。

以上

関西支部便り

関西支部事務局長 小林和弘

平成 30 年は、5 月 1 日に大阪中之島合同庁舎において日本国際紛争解決センター（大阪）が業務を開始しました。また、11 月 20 日に京都国際調停センターが発足いたしました。これらを受けて、関西支部は、日本国際紛争解決センター（大阪）において、6 月 20 日に「国際調停～京都国際調停センター設立に際して」、8 月 8 日に「アジア欧州および日本における仲裁のポイント」、12 月 19 日に「国際模擬 ADR の実際と具体的なノウハウ」をそれぞれ開催しました。その他、関西の中小企業のアジア進出に関して、1 月 17 日に「シンガポール国際仲裁、国際調停の最新実務 2018 年」を開催しました。ハーグ条約対応委員会と共同して開催してきました「英語による国際家事調停人養成研修」は、レビン小林先生の薰陶を受けた新講師陣で開催しました。平成 31 年は、同志社大学の寄附講座に講師として会員が出講するとともに、東京から出講した会員による研究会を開催する予定です。

研究委員会の活動報告

研究委員会事務局次長 関戸 麦 並木重伸

1 研究事業

研究委員会では、2018 年度の研究事業として、合計 10 回の研究会を開催しました。具体的には、「常設国際投資裁判所構想について」、「京都国際調停センターの設立」、「ベトナム商事仲裁法、民事訴訟法の課題：外国仲裁人への損害賠償請求訴訟の事例から」、「日本国際紛争解決センター（大阪）の開設」、「仲裁法第 18 条 4 項所定の開示義務に関する最高裁決定（平成 29 年 12 月 12 日）について」、「Third Party Financing in International Arbitration」、「スポーツ仲裁における規律事案」、「投資協定仲裁判断例の論点ごとの傾向分析」、「The Role of Gaikokuhō Jimu Bengoshi and other Foreign Lawyers in Arbitration & ADR in Japan」、「第三者資金提供と仲裁手続」といった、国際的な仲裁・ADR に関するテーマや我が国における仲裁・ADR に関するテーマで、活発な報告・検討が行われました。2019 年度も、仲裁・ADR に関する議論・研究を行うことを予定しております。

2 出版事業

研究委員会では、当協会の設立趣意の一つである「仲裁及び ADR の普及・啓発を図る」という目的の活動の一環として、当協会の研究会の成果を「仲裁・ADR フォーラム（Arbitration & ADR Forum）」と題する紀要にまとめ、継続的に出版しております。現在、次号（第 6 号）の出版に向けて原稿の取りまとめ等をしており、来年度の初めに出版できる見込みです。

The JAA ITAC Encourages Growing Interest in Investment Treaty Arbitration

JAA Member Lars Markert (Partner, Nishimura & Asahi)

2018 has been an active year for the Investment Treaty Arbitration Committee (ITAC) of the JAA. In recognition of growing interest in investment protection in Japan, from both the public and private sectors, the JAA ITAC has made efforts to raise awareness and understanding of the use of investment treaty arbitration. Of particular note, the ITAC hosted two significant seminars on topics of investment treaty arbitration.

In September, it hosted, alongside the Singapore International Arbitration Centre (SIAC), a seminar on "Pertinent Developments in Investment Arbitration". The event featured Gary Born, a leading international

arbitration practitioner and President of the SIAC Court of Arbitration, who gave insights into SIAC's 2017 investment arbitration rules. Along with Nishimura & Asahi's Lars Markert, Mr. Born also addressed recent criticism of the investor-state dispute settlement system. The seminar covered in detail the proposed alternative of an investment court system and identified the shortcomings of this option. Japan's active role in the UNCITRAL Working Group III on Investor-State Dispute Settlement Reform as well as issues under consideration in that group were also discussed. The key takeaway from the seminar, which was attended by a number of legal professionals, Government officials and company representatives, and also involved the ITAC's chair Mr. Isomi Suzuki (Koga & Partners) and its member Hiroyuki Tezuka (Nishimura & Asahi), was a caution against too hastily dismantling a system that had worked well for decades. Instead, the speakers argued that changes within the current system are the best way to address any legitimate concerns with investor-state dispute settlement.

Some such changes are already underway with a notable example being the extensive revision of the arbitration rules of the International Centre for Settlement of Investment Disputes (ICSID) - the most commonly used arbitration rules in investment arbitrations. This was the topic of the ITAC's second seminar, in which participants, including representatives from several of the Japanese ministries involved in this area, had the opportunity to hear from and pose direct questions to Gonzalo Flores, Deputy Secretary-General at ICSID.

With investment of Japanese companies overseas remaining high, CPTPP entering into force at the end of 2018, and the Government's continued resolve to offer Japanese investors increased protection, there will be a continuous important role for the ITAC in keeping stakeholders in Japan abreast of the latest developments in investment treaty arbitration.

JAA の新旧事務局長の交代ご挨拶 — 退任のご挨拶 —

現事務局長 市毛由美子



2015年に事務局次長に事務局長を拝命してから4年が経過いたしました。この間、日本国際紛争解決センター、京都国際調停センターの開設に向けて、川村理事長及び小原副理事長の背中を見ながら走りつつ、時代が変わるものを感じてきたところです。今回、飛松先生にバトンタッチしますが、引き続き、別の形でJAAのお役に立てればと望んでおります。

— 就任のご挨拶 —

新事務局長 飛松純一

このたび、協会の事務局長に着任することとなりました。思い返せば、協会が任意団体だった2004年ころに事務局次長に就任してから15年ほどの年月が経っております。当時はUNCITRAL準拠の仲裁法が成立したばかりで、私自身が仲裁事件を担当した経験もほんのわずかでしたが、今や日本国際紛争解決センターと京都国際調停センターが設立され、いよいよ日本においても仲裁の利用が本格化しようとする段階に来ております。この重要な局面において市毛先生より事務局長の任を引き継ぐことの責任の重さを痛感しておりますが、川村理事長ほか皆様のご指導・ご支援を頂戴しつつ職務を遂行して参りたいと思っております。これからどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



日本仲裁人協会の歩み

※役職、肩書きは当時のもの

2018年

- 1月17日：「シンガポール国際仲裁、国際調停の最新実務2018年」
講師：Seah S Lee氏(Singapore International Arbitration Centre 北東アジア代表)
Hazel Tang Bik Kwan氏 (Singapore International Mediation Centre ディレクター)
栗田哲郎氏(弁護士)
パネリスト:Seah S Lee氏、Hazel Tang Bik Kwan氏
多田慎会員(事務局次長、弁護士)
- 2月 5日：中部支部設立
- 2月13日：研究委員会研究講座「京都国際調停センターの設立」
報告者：岡田春夫会員(京都国際調停センター長、関西支部支部長、常務理事、弁護士)
- 3月22日：2018年度通常総会
「仲裁の日」記念行事セミナー「日本における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組」
講師：山内由光氏(法務省大臣官房審議官)
講師：青山善充氏(東京大学名誉教授)
- 3月27日：研究委員会研究講座「ベトナム商事仲裁法、民事訴訟法の課題：外国仲裁への損害賠償請求訴訟の事例から」
報告者：佐藤安信氏(東京大学大学院総合文化研究科教授、弁護士)
- 5月29日：研究委員会研究講座「日本国際紛争解決センター（大阪）の開設」
報告者：早川吉尚会員(常務理事、弁護士、立教大学法学部教授)
- 6月20日：「国際調停～京都国際調停センター設立に際して」
講師：岡田春夫会員(京都国際調停センター長、関西支部支部長、常務理事、弁護士)
高杉直会員(関西支部副支部長、同志社大学法学部教授)
西原和彦会員(関西支部事務局次長、弁護士)
- 6月28日：研究委員会研究講座「仲裁法第18条4項所定の開示義務に関する最高裁決定(平成29年12月12日)について」
報告者：唐津恵一氏(東京大学法学部法学政治学研究科教授)
- 7月 3日：研究委員会研究講座「Third Party Financing in International Arbitration」
報告者：Sabine Konrad氏 (Partner, McDermott Will & Emery)
- 7月 5日：「日本仲裁人協会中部支部設立記念セミナー」知っておきたい国際ビジネス紛争の解決法～日本での仲裁・調停という選択肢～
講師：早川吉尚会員(常務理事、弁護士、立教大学法学部教授)
岡田春夫会員(京都国際調停センター長、関西支部支部長、常務理事、弁護士)
モデレーター：小川晶露会員(中部支部副支部長、理事、弁護士)
パネリスト：大貫雅晴会員(理事、G B C(ジービック)大貫研究所代表)
茂木鉄平会員(関西支部副支部長、弁護士)
稻葉一人会員(中部支部副支部長、理事、元裁判官、中京大学法科大学院教授)
- 8月 8日：アジア欧州および日本における仲裁のポイント
講師：Prof. Anselmo Reyes氏(シンガポール国際商事裁判所国際裁判官、香港大学教授)
Prof. Teresa Rodriguez氏(マドリッド大学教授、仲裁人)
道垣内正人氏(早稲田大学教授、弁護士)
- 9月10日：研究委員会研究講座「Pertinent Developments in Investment Arbitration」
報告者：Gary Born氏 (弁護士、SIACプレジデント、Wilmer Cutler Pickering Hale and Dorr LLP パートナー)
Lars Markert氏 (弁護士、西村あさひ法律事務所 外国法パートナー)

- 9月27日：研究委員会研究講座「スポーツ仲裁における規律事案」
報告者：小川和茂氏(立教大学法学部准特任准教授、(公財)日本スポーツ仲裁機構理解促進事業専門員)
- 10月12日：研究委員会研究講座「投資協定仲裁判断例の論点ごとの傾向分析」
報告者：卜部晃史氏(弁護士)
猪瀬貴道氏(北里大学准教授)
山下朋子氏(愛知県立大学専任講師)
- 10月22日：研究委員会研究講座「The Role of Gaikokuho Jimu Bengoshi and other Foreign Lawyers in Arbitration & ADR in Japan」
報告者：Mr. Haig Oghigian, F.C.I.Arb. (Attorney & Counselor at Law, Squire Patton Boggs)
- 10月26日～28日：ハーグ条約セミナー「英語による国際家事調停人養成研修」
講師：黒田愛会員(理事、弁護士)
高瀬朋子会員(関西支部事務局次長、弁護士)
西原和彦会員(関西支部事務局次長、弁護士)
岡井加代会員(関西支部事務局次長、弁護士)
ニコラス・R・ジェソン会員(米国カリフォルニア州弁護士)
- 11月20日：京都国際調停センターオープニングセレモニー「国際紛争解決の新時代：京都国際調停センターの使命」
基調講演：David Neuberger氏(イギリス最高裁判所前長官)
記念講演：Anselmo Reyes氏(シンガポール国際商事裁判所国際裁判官)
高取芳宏会員(弁護士、常務理事、CIARB日本支部共同代表)
岡田春夫会員(京都国際調停センター長、関西支部支部長、常務理事、弁護士)
瀬領真悟氏(同志社大学法学研究科長)
George Lim氏(シンガポール国際調停センター所長)
- 12月13日：研究委員会研究講座「第三者資金提供と仲裁手続」
報告者：中村達也氏(国士館大学法学部教授)
- 12月19日：「国際模擬ADRの実際と具体的なノウハウ」
講師：高取芳宏会員(弁護士、常務理事、CIARB日本支部共同代表)

2019年

- 3月11日：2019年度通常総会
「仲裁の日」記念行事セミナー